くらし脅かす大増税は認められない

本共産党東海村委 会 共 産 4 党 大名美恵子

日本共産党は反対をしました。

他の議案や一般質問でも住民の命・くらしを守る立場で奮闘しました。

これらの税条例一部「改正」は全体として住民に大増税をもたらすもので、

定率減税の廃止の固定資産税の負担調整措置の強化などによるものです。

(発行者)

永 井 郎 TEL/FAX**(282)2684 白方1475**

TEL/FAX(284)0761 E-mail oona_toukai@yahoo.co.jp 村松2401 - 2

改正」する条例が議案提出されました。

六月十四日閉会した今議会では、〇六年度の地方税法「改正」にもとづく、

六月定例議会

小泉内閣の「三位一体の改革」の区切りの年度として、

大増税案を可決 共産党は反対

らの結果は村民税にうつり えています。 ました。 一年おくれでこれ 増税政策を押しすすめて来 中心に大増税案が可決され 大幅な増額になった人が増 除や老年者控除の廃止など 減税の廃止や配偶者特別控 府は、所得税を中心に特別 ました。自民・公明の現政 六月議会では、村民税を

永井一郎議員です。 です。本会議で行われた論 源が移行されるが、実態は 議を紹介します。質問者は これに加えて今度の増税 所得税から村民税に税 三位一体の改革の結

> ち特別減税分増が一億一千 分は三億一千万円。 このう 答十九年度の村民税増税 どうか。 万円ですから、 一億円です。 純増分は約

なくなる分を合わせるも三 円になります。特別減税が ります。その差は約六千万 答 今政府からいただいて の収入減はどの位になるか。 源の移譲が行われて東海村 いる所得譲与税は廃止にな 一千万円収入減となりま 所得税から村民税に税

分と村民税増分と合わせて 個人の場合、所得税減

が増税となった。

中

され、今年度からは住民税 どの高齢者の所得税が増税

昨年から年金生活世帯な



る

大名美恵子 (二期) ひたちなか地区問題調査 文教・厚生委員会

税にはならなくても国民健

る。増税のやり方も、高齢 うようなひどいものであ

人に一人が増税となる。 増

百万人以上で、高齢者の五

所得税・住民税だけでも五

この増税による被害者は

特別委員会

高齢者に影響が広がること を含めれば、さらに多くの **康保険料が増えるという人**

しかも、定率減税の廃止な わめて乱暴なものである。 者に十分な説明もなく、き

永井一郎(十一期)

建設・経済・環境委員会

原子力問題調査特別委員会

議会運営委員

れていますが実態はどうか。 は実質変わらないと説明さ んが、そのような説明はう 村では試算していませ

動して上がるのではない 場合、国保税、保育料は連 村民税が大幅に上がる

の課税額でありますので所 得税が下がれば引下げがあ 保育料の賦課規準は所得税 変化がなければ同じです。 るかも知れません。 国保税は総所得金額に

東海村税条例、東海村都市計画税条例、東海村国民健康保険税条例の各一部を 税につながるのか。 税の負担調整率の変更は増 課税標準額より五%上がり 見直しによって、前年度の に達していない土地につい また、負担水準が二十% 今度の負担調整措置の

約三兆円の税源移

市町村の責任管理から、 県内一つの広域連合へ

> 単位組織で組まれておりま 決められます。 保険料の決定も県内一本で 広域連合組織になります。 したが、今度は県に一つの 保険料月額約六千円(推定) すべての老人は 老人医療制度は市町村の

様年金天引となります。 ります。徴収も介護保険同 が、今度はすべての老人が 保険料をとられることにな 人は非課税あつかいでした 年金から天引される 今までは、扶養家族の老

る増税は、負担が数倍から える年金が吹き飛んでしま も急激なものであり、世帯 負担増だけで一ヶ月分をこ によっては増税と保険料の 十数倍にもなる、あまりに いま、高齢者を襲ってい なければならない。 増が連続して押しつけられ ど、今後もはてしない負担 に申し入れる。

(七月四日政府に申し入れ については、凍結すること。 二、今後実施予定の増税

十%上った課税標準額にな なります。 産税は約六千万円の増税に ります。十九年度の固定資 ては農地を除いて一気に一

問 今回行われる固定資産

税といわれていますが。

税分は約一千四百万円にな たばこ税は一本一円増 十八年度七月以降の増

ります。

層保

なります。 す。 険しか認められません。 は全廃されるときくが。 全廃されます。地震 今までの損害保険控除

これがほぼ全体の様子で 村民の負担は益々重く

すべての高齢者から保険料を徴収する 新しい後期高齢者医療制度

制度になります。この人達 たが、今度は、七十五歳以 料の徴収はありませんでし れてやって来ました。保険 出金の支出によって支えら 度」により各機関からの拠 は今迄は「老人医療保険制 十年度から新しい医療保険 され新しい保険制度になり 上の人はこの制度から分離 **局齢者については、平成三** 七十五歳以上のすべての

高齢者への大増税の中止を求める申し入れ 日本共産党国会議員団

しをはかること。 はるかに超えるものといわ ようとしている。 これらは は、ただちに中止し、 高齢者への大増税について **高齢者が耐えられる限度を** よって、次の二点を緊急 一、いま実施されている 見直

の改悪を押さえなければな

の状況では生活費に回る年 配しています。 金がなくなってしまうと心

改定される見込み ることになるでしょう。 医療費がのびれば増額され 近い将来、国民健康保険制度も 割ときまっていますから 老人の保険料は医療費の

の引上げが予想されます。 然国保保険料(税金)の一気の方式は許されません。当 る自治体は、一般財源から のような比較的財政力のあ 域連合に変わった場合、こ 来ました。 しかし国保も広 国保の会計に操出金を出し といわれています。 東海村 国保にも適用されるだろう て税の引き上げを押さえて このやり方は、近い将来 国民の力を結集して制度

います」とこたえています。 度の悪化、改悪と評価して の後期高齢者については新 答弁の中で「七十五歳以上 たな負担増ということで制 東海村の福祉部長も議会

村独自の基準を

2006年8月13日(2) 保育士の 保育現場の実状に沿った

配置基準は

りあげました。 配置基準に関する問題をと 子議員は、 日本共産党は、国民の安 二つ目の質問で大名美恵 保育所保育士の

全やくらしを脅かす問題と 打ち出しており、住民の安 分野二百万人について、基 地方公務員三百万人のう 全やくらしに直接かかわる 準を低めて削減することを ち、国が基準を定める教 連五法案に反対しました。 つながることから、行革関 公共サービスの切りすてに 育、福祉、消防警察などの 特に「行革推進法」は、

を問いました。

まるとは限らない。 発達には個人差があり、単 して認められません。 純に国の配置基準が当ては 大名議員は、「乳幼児の

明

る

61

める」として、村の考え方 的な数値目標を掲げての制 とは言えないのではないか。 ると思うが、それでも十分 た配置策をとられるよう求 続き保育現場の実態にそっ が、本村においては、引き に努力した配置がされてい |設計が示されると思う 法施行に伴い今後、具体

たり) のところ、十六人に 少子化、高齢化に直接結び している。行革推進法は、 では、三歳児についての 員を削減することで、 つくもの。関連する行政職 実際住民の安全やくらし、 準が二十人 (保育士一人あ 期であることから、国の基 み、年齢的に大変重要な時 福祉部長は答弁で、「村

して配置基準による民間車

保育行政に臨んでいきた 村の方針をしっかり定め、 い基準を実施した段階でも やニーズに合致するのか疑 ることが一概に国民の要望 落とすことになり、削減す 業者の各種サービスの質を

続いて大名議員は、「こ

その実態をお知らせしま

い」と述べました。 この意味から、国が新し

はあってはならない分野で す。 この観点を引き続き継 対に引き下げるようなこと の分野は充実こそすれ、絶 続するよう求めます」と要

なみ上がる老人医療費

現行一割負担から二割負

老人は現行一割のまま。

七五歳以上の一般の所得

ります。これは結果は耐え はこれから増々きびしくな 難い負担を老人に与えるで 高齢老人に対する負担増

○十八年度十月より変わる

八十四万円以上 得者。夫婦で年収六百二十 万以上、単身で年収四百 七十歳以上の現役並の所

月より) が三割負担となり 現行二割負担 (十八年八

> ○七十歳以上で慢性的病気 のため療養病床に入院す

> > 知らなければ申請できない

就学援助制度を広く周知して

る。合わせて平均二万八千 居住費の自己負担分が増え 十八年十月より、食費

子議員は、就学援助制度の

四つめの質問で大名美恵

はば広い周知と基準の見首

しを求めました。

大名議員は、「本村の就

月二万円に引き上げられる。 担上限値が、七十歳未満で ○人工透析患者 月収五十三万円以上の人は ○二十年四月より実施され これまで一万円の自己負

七四歳までの老人。 一般の所得の七〇歳から

県は全国四十四番目と低い

とほぼ同様。しかし、茨城 合計で五、五一%と県平均 六五% (いずれも昨年度)、 で七、六五%、小学校で四、 学援助対象割合が、中学校

の努力で、 施設利用 料の軽減策 障害者 を

村

の施策を執るよう求めまし の負担軽減をはかる村独自 援法の実施により、大幅な 目の質問で、障害者自立支 負担増を強いられる当事者 大名美恵子議員は、三つ

りの負担増に驚いていたと 例をあげ、「障害区分がA の負担見込みとなった。余 る方は、毎月の収入が障害 法では住民税非課税世帯 だったのに対し、自立支援 として月三万四千円程度 れまでの支援費制度での自 費の実費負担と、利用料の だったため、食費・水光熱 己負担は、利用料の一割分 基礎年金の八万三千円。こ で施設入所の二十七歳のあ 割分で総計月九万円余り 大名議員は、負担増の実

この子らのすこやかな成長を願っ

その上予定より多く休め 円強の負担増であること、 帯分離を行った結果、月五 た。しかし、それでも二万 万五千円程度に軽減され ころ、役場の配慮により世

希望をもてる対応を求め 生みだし、障害者が生きる 世帯分離や住所変更のみな が、行政は悲鳴をあげてい 己負担なためとても足りな が、衣類や身の回り品、施 らず、さまざまな軽減策を る障害者に手をさしのべ、 設行事に係る費用などが自 して残すこととされている 残は二万八千円を小遣いと 大変なのは、月の収支差額 セル料が発生する。 さらに ば、一日千六百円のキャン 許せないのは悪法だ

福祉部長は答弁で、「施

政の果たす役割は大きい。

機会を保障するために、行 の子の教育を受ける権利と 本法がうたっているすべて 要と考える。憲法や教育其 の周知、基準の見直しが重 水準であることから、制度

全国の経験に学んで積極的

にその役割を果たすよう」

め、村独自の軽減策を実施 い応益一割負担の廃止を求 たい。また当事者共通の願 するよう対応していただき や情報の提供を丁寧に行 実態把握に努め、制度周知 度の自己負担となってい あたり五千円から一万円程 あたり五百円程度、 イサービス利用者は、 費制度と同程度額。通所デ る」と述べました。 できるだけ障害者の生活 大名議員は要望として、 抱えている問題が解決

世帯分離を行った方がこ 内に住所を有する方が七名 名、以前に施設に住所を移 を施設に移した方は十名、 のうち、自立支援法で住所 設に入所されている四十名 していた方が二十一名、村

となっている。 七名の方の負担額は支援 一ヶ月 日

> **画保護及砂理画保護児童生徒** 援助費補助金事務処理問細より

求めました。

うち、市町村教育委員会に ずれかに該当する保護者の おいて補助が必要と認める 要保護世帯以外で次のい 準要保護の認定について

(カ)国民年金の掛金の減免 (オ) 固定資産税の減免 (エ)個人の事業税の減免 (ウ) 市町村民税の減免

(イ)市町村民税の非課税 (ア)保護の停止又は廃止

受けた者。 各法に基づき いて次のいずれかの措置を

前年度又は当該年度にお

る。実態はどのようか」

すること」を求めました。

用の負担が困難な保護者の いる。今後、近隣市町村を 参考に制度の周知を図って 品や給食費の納付状況等を 方々に対し、学校の家庭訪 では現在、就学のための費 ました。 く周知に努めたい」と述べ ホームページ等も活用し広 参考にその方法を考慮し、 問や民生委員の相談、学用 教育長は答弁で、「本村 大名議員は要望として、

討するよう求めました。 基準の見直しについても検



(キ)国民健康保険税の減免

(ケ)世帯構成貸付補助金に (ク) 児童扶養手当の支給 よる貸付 または徴収の猶予

かに該当する者 この他の者で次のいずれ

(イ)保護者の生活不安定 (エ)学校納付金の納付状況 (ウ) 学校納付金の減免 (ア)保護者が日雇労働者

(オ)経済的理由による欠席

が悪い者、保護者の生活状

況が極めて悪い。

が多い者

定をうけて発生する、

場から討論を致します。

今回の条例改定は、

(3)2006年8月13日

国を愛する心」は

目然に育まれるもの

度は人や国家に強要される ものでなく、日本の長い歴

の冒頭に教育基本法改正問 題を取り上げました。 永井議員は改正案原案に 水井一郎議員は一般質問

もので国を愛する態度を徳 で自然につくり上げられる の家庭生活や社会生活の中 り上げるものでなく、人間 を愛する態度というもの もられた国を愛する態度の とは避けるべき」としまし 目或いは教課として組むこ 養成についてとり上げ「国 教えて植えつけてつく

> るもの」と答えました。 の誇りと自覚が生まれてく とを通して、日本人として しい自然や文化に触れるこ 史や伝統を学び、日本の美

徳目は授業か

人や国家に強制 されるものではない

教育長は「国を愛する態

住民の新たな負担増に反対 国保税条例の審議から 教育長は「徳目はいずれ

の新たな負担増に対し二〇 分の承認について反対の立 部を改正する条例の専決処 〇六年度、二〇〇七年度の 健康保険法施行令の一部改 海村国民健康保険条例の一 です。私は承認第三号、東 |年間のみの経過措置とし 公的年金等控除におけ 日本共産党の大名美恵子 られていました。 定さを無くし、くらしを支 住民に新たな負担増を強 引き上げとなったことは、 と、また、所得控除のうち 援するための拡充こそ求め れません。今、生活の不安 つながるものとして認めら 止されたこと、さらに、介 六十五歳以上の方に対して 万円から九万円に一万円の 護納付金の課税限度額が八 週用される老年者控除が廃 くらしを脅かすことに

の立場からの討論と致しま 表明し、承認第三号に反対 険条例の一部改正に反対を よって東海村国民健康保

る、六十五歳以上の方の上

て行われました。

乗せ措置が廃止され、控除

円の引き下げとなったこ から百二十万円に、二十万 の最低保障額が百四十万円

> えました。 は考えておりません」と答 ますので評価すべきものと は教科学習とは内容が違い と考えております。 これら 成者としての道徳的価値だ も平和で民主的な社会の形

国民に直接責任を持って」 がなくなる改正案

なくなっているが、これは べきである」としるされて 直接責任を負って行われる となく、国民全体に対して 育は不当な支配に服するこ るがこの項が新法案では 現基本法第十条には「教

さらに、改正案で新しく

れている「国の教育振興計 立した分野であることを示 当な支配を許さない自主性 画」は教育の神髄を貫いた 民に直接責任を持って接 をもつ分野であることと国 しているが、改正案で示さ し、他の介入を許さない独

地方の主体性大切

教育という分野が政治の不 ものになるのか。

答えるにとどまりました。 からは答えず「地方によっ で地域の主体性が大切」と て教育環境の実情が違うの

教育長はこの問題に正面

集中豪雨対策は万全か 原研道路周辺、東部排水路 ト流等洪水対策は

とになれば、教育の国家指

授業、評価、

発表というこ

いる問題について「徳目が 徳目が二十項程決められて

導につながるのではない

か」とただしました。

徳目は授業か

心配の毎日を送っていま 秋まで台風シー ズンを前に のが特徴でした。これから して常習水害地帯の住民は 今年の梅雨は雨量が多い 永井一郎議員は「原研道

IJ 路周辺では床上浸水もあ 白方田圃では、稲の上

> 年の対策は万全か」とただ に水が乗り土壌が流され 被害があいついでいる。

状況を調査しその撤去作業 水路の支線及び道路側溝の 部について、汚泥の堆積

しました。 建設水道部長は「都市下

をすすめています。 雨水の

「絆」へ通ず る遊歩道を

げました。 要望について質問でとりあ への新たな進入路等の設置 村道二一四八・二一四九 大名美恵子議員は、「絆」

たは遊歩道などの設置につ いて、要望書を提出した際 せ、かねてより出されてい 号線の改良工事要望とあわ へ通ずる新たな進入路、ま た二一四八号線から「絆」

> か問いました。 の実現の見通しをどう見る 建設水道部長は、「絆」へ

え整備手法について検討し ろない。進入路等を除いた の整備計画は、現在のとこ の進入路または遊歩道など ていければと考えると述べ ては、地域住民と協議のう 二一四八号線の道路につい

政治の教育介入は許さない

法案には明記されていない ならない」としているが新 持っている。故に教育内容 がどう考えるか、とただし きるだけ抑制的でなければ 政治と教育は違う原理を 関する文化的営みだから、 とっているが、教育は逆に 国は政党政治の政治形態を り上げ、判決では「日本の に対する国家的な介入はで スト問題の最高裁判決を取 人間の内面に対する価値に 永井議員は最後に学力テ

その結果見通しはあるの 設計会社にシミュレーショ 研道路等の排水については ています」と答えました。 流れを分散する工事も行っ ンを頼んだときいているが 永井議員は再質問で「原

が可能になると考えていま れを右側にふり分ける排水 からの方向を示しました。 す」とのべある程度のこれ 左側に偏っていますのでそ 排水は、原研の方を向いて か」と追求しました。 部長は「原研道路の側溝

教育に対する国家的介入は 抑制的が望ましい

> 抑制的であることが望まし 政府関与の抑制については

いと考えている」と答えま

教育長は「教育に対する

地域包括支援センター 利用者に不都合は生じていないか

域包括支援センターの介護 質問で、四月に開所した地 上げました。 予防支援業務に関して取り 大名美恵子議員は、一般

作成状況について問いまし ど生じていないか、プランの 本村では利用者に不都合な め、全国的には予防プラン の半額以下と変更されたた 如行われ、ケアマネージャー 問題がおきていると聞くが、 作成が間に合わないという 八件まで、報酬はこれまで 人あたりのプラン作成が 一月に介護報酬改定が突

りる。

及び更新のたびに当セン

経過措置終了後は、新規

今までと同じケアマネー

望を優先させても支障なく

用者は更新者で、本人の希

ない。本村の現状は、主な利

ジャー につなぐことができて

の取り扱い件数の限度枠は

括支援センターが責任をも

本来予防支援業務は、

つとされており、センターで

過措置として九月までは限

旨明確化されているが、 でとりくんでいる。ケアマ は、委託と直営の二本立て 方の、ケアプラン作成業務 支援一・二の認定を受けた 人あたり八件を限度とする ネージャーの受託業務は一 福祉部長の答弁では、「要

いきたい」と述べました。 利用者が安心してサービス 当者も含めた調整を行い、 を受けられるよう対応して 作成が増加していくと予想 るので、十分な説明と前担 不満や不安が出ることもあ ター が担当 するケアプラン る利用者にとっては、ケアマ ネージャー が変わることへの される。当センターへ移行す

東海内でテロ防災副脚寒艦の予定 九月二十九日

村が動かされるもので、今 加、その指令によって県、 衛隊、警察等が本格的に参 れることになっています。 月二十九日に東海村で行わ 口訓練は県としては本年九 これには国家機関である自 国民保護法にもとづくテ いたずらに恐怖感だけをあ

迄の原子力防災訓練とは本 テロに対する理解もうすく するのはいかがなものか。 幼稚園児や保育園児を動員 の中で「テロ訓練に対して 質的に違うものです。 永井一郎議員は一般質問

ました。 おることだけが訓練ではな 政の仕事であると考えてい ちの命を守ることも我々行 いのではないか」とただし 経済環境部長は「子供た

教育側からの批判もありま ます」と答えました。 この問題については幼児

意見書を議員団として提出

ことから、新校舎建築に向

て替えも当然急がれている

的な方針については一致し

て、学校建設を進める基本

しかし、党村委員会とし

ていましたが、具体的な建

また、同様の照沼小の建

たなしの状況にあります。 けて着手することは、待っ

られませんでした。

設場所についての一致は得

障害者福祉充実に関する

見い出しにくい」「自立するために必要な各施設の利 えない』障害者のくらしが成りたたず、生きる希望が ることを提案しました。 用が閉ざされたも同然」など怒りの声が寄せられてい 者や事業主の方から、「これでは真の自立支援とはい ことを求めて、村長に対し次のような意見書を提出す ることから、村として、この声に応えた独自策を執る 党議員団は、障害者自立支援法施行後、多くの当事

関する意見書 (案) 障害者福祉充実に

位の報酬計算が膨大な実務 が十分にこなしきれない、 する時間が不足しているこ 村においては新制度を理解 と、制度移行のための課題 立・施行となったため、本 を直視しない拙速な法成 事業所においては日割り単 害者自立支援法」は、現場

> 間で混乱と不安が広がって を迎えているなど、関係者 よくわからないまま施行日 者においては法の仕組みが 影響を及ぼしている、利用 量とともに、経営に大きな

四月から施行された「障

ない」と、悲痛に満ちた声 では真の自立支援とは言え 知っている人ならこのよう らは「障害者生活の実態を な法律はつくらない。 これ 現に、事業者や当事者か

> 用者の生活に重くのしかか 大きくなっています。 り、十月からの法完全実施 負担) と自立支援医療導入 にむけての不安はいっそう 食費・水光熱費負担等が利 による医療費の一割負担、 が聞かれています。 また応益負担(定率一割 創設すること。

めの諸施策を講ずることが おいては、障害者が安心し 事項の実施を求める意見書 めると同時に、今後村独自 そのものの見直しを国に求 応益負担制度の撤廃など法 害者福祉を後退させないた て支援が受けられるよう、 **急がれます。よって、下記** に当事者の負担軽減等、障 このようなもと、本村に 利用者にとって新たな負担

四、一次判定が、障害者の 態に即した判定となるよ るよう国に要求すること。 スタッフを配置すること。 う、審査会に専門性を持つ ついては、障害者の生活実 三、「障害程度区分」認定に 一、応益負担制度を撤廃す

生活実態に即して判定され 継続し、サービス内容の現 を十分に聞くこと。 同時に 五、従来村独自におこなっ るよう国に要求すること。 に際しては、関係者の意見 十月からの事業形態の移行 六、事業者に迫られている 行水準を維持すること。 て、在宅福祉サービス等は てきた各種助成制度や手当 ハ、グループホーム利用者

べての利用料の減免制度を 一、定率一割負担となるす

> るなど独自制度を設けるこ 公的サービス事業を開始す 持するために必要に応じて

ど住民に開かれたものとす 公開や傍聴を可能にするな 容は、ホームページ上での 進すること。策定会議の内 てはめながら目標とし、推 ビス量の見込みの数値にあ 関係者の意見をよく把握 く、障害者をはじめとする 目標を書き込むのではな ガイドラインにそって数値 たっては、単に国が示した し、要求を汲み上げてサー 障害福祉計画策定にあ

の家賃補助を講ずること 一〇〇六年六月十四日

茨城県那珂郡東海村議会

定されても経営が安定する

水田農業を確立するという

道も開けており、効率的な

一方で農作業を委託する

る」など答弁しました。 点では一つの方法と考え

これに対し大名議員は、

東海村長 村上 達也

い等々、現行福祉水準を維

また事業者の撤退を招かな

とのないようにすること。 増やサービスが不足するこ

農業も教育も

た補正予算が上程されまし 収予算約五億円が計上され 今度白方小学校の土地買

育かの選択だとよく言われ し「今度の選択は農業か教 永井一郎議員は村長に対

生かす道を追求しなかったの えなかったのか」とただし はない。村長は総合調整権 るが、そんな政策的な選択 を持つ立場から、二億円を 成の事業と学校政策という 投入して行った優良農地造 **事業をともに生かす道を考** か

> る」とこたえました。 域農業政策には力をいれ の整備だけではないので地 もした。農業の発展は土地 もありましたし苦渋の判断 地にするということは逡巡 れた畑地をつぶして学校用 村長は「あれだけ整備さ

肺炎球菌ワクチンの

予防接種の助

成

検討

ももとづき、一日でも早い 白方小は、文科省の指導に 法改定以前の建築物である

要であると判断いたしまし 備がすすめられることが重 方に立ちかえって、建設準 建設に対する基本的な考え 移転と両者あることから、

建て替えが求められていま

は次のように考えます。 問題について、党村委員会 白方小の建て替えに関する

してきましたが、現在地と

ては、村民の意見を最重視

新校舎建設の場所につい

老朽化と狭あいが著しい

白方小学校建て替え問題につい

7

日本共産党東海村委員会

昭和五十六年の建築基準

せました。一般質問の中で は肺炎ワクチンの予防接種 に対する助成制度を発足さ 十八年度六月から高萩市

永井一郎議員は「老人の肺 たらどうか」と提案しまし 炎ワクチンの接種をすすめ 助成制度によって有効な肺 炎は非常に死亡率が高いと いわれています。本村でも

こたえました。 いても検討いたします」と ら、本助成制度の採択につ われています。予防接種で には二十五万円かかるとい これがさけられるとするな 福祉部長は「肺炎の完治

の状況はどのようか」

経済環境部長は、「本村

い」と強く要望しました。

大切なのは、 やりたい人を応援する農政 続けたい

問題で、概略次のように質 問しました。 大名美恵子議員は、農業 含めて十六体で、今後指 の認定農業者数は、

出した品目横断的安定政策 ほど実態からかけ離れた問 は、具体化が進めばすすむ るのではないか。 題点が浮き彫りになってい 「昨年十月、政府が打ち

を目標にしている。

営農組織は、久慈川沿い五

導、育成をしていく。 集落

法人を

集落を中心に進めており、

最終的には一ないし二集落

をみたす二十ヘクター ル以 第三には、例え担い手と認 の対象が限定されたこと。 タール以上、集団では要件 上の集落営農となり、対策 には、個別農家では四ヘク

業者を担い手と位置づける

生産の崩壊が広がる。第二

るには大規模化も有力な方

る。また、経営効果を上げ

法と考えるが、新対策は本

気で水田農業を経営する農

格対策を廃止したことで、

第一には、品目ごとの価

の部分が直接の収入減とな

晨家は、麦作経営安定資金

新対策では担い手以外の

価の下落を一層促進するこ は、新対策からはずされる 保障がないこと。第四に 能性が高くなり、生産者米 農家は、米作りにもどる可

となどです。

政に日本と地域の農業、国 産と競争できない農家はつ にほかならない。こんな農 ぶれてもいい〟という政策 ″自由化を一層進め、外国 これらは一口で言えば 「白方での説明会の時、 明を聞いていたある方が、 他の参加者の意見も聞く中

民の食料の未来を託すこと 考えるが、本村のとり組み か。新対策は見直すべきと して応援する農政ではない は、続けたい人、やりたい はできない。今重要なの 人すべてを大事な担い手と る気のある農家の育成を図 り、地域農業の振興に大い ぱいです。村の農政として うな政策を打ち出すのか、 命働いてきた人を泣かすよ えなくなってしまった、後 とです。農業の先行きが見 は、小さい農家も含め、や 認められない気持ちでいっ 思います。どうして一生懸 さがこみ上げてきたのだと 継者もいないと不安と悔し で、思わず涙したというこ に目を向けていただきた